

岩手県告示第91号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
菅野小児科医院	盛岡市山岸二丁目11番36号	病院・診療所	平成22年2月1日
くわた脳神経外科クリニック	盛岡市飯岡新田1地割79番地1	病院・診療所	〃